

虐待の防止のための指針

法人名：特定非営利活動法人 こげら会

1. 本指針作成の要旨

当事業所特定非営利活動法人こげら会における障害者への虐待の発生を未然に防止するため、本指針を定める。

2. 当事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に基づき、いかなる時も障害者に対して虐待を行ってはならない。

3. 本指針における虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。 【具体的な例】 殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる、椅子や壁に縛り付ける、医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する など
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。 【具体的な例】 性交、性器への接触、性的行為を強要する、介助の必要性が無いのにも関わらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる など
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格を貶めるような扱いをする、無視する など
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排泄等の身辺の世話や介助をしない等により障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 食事や水分を十分に与えない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、身体的虐待や心理的虐待を放置する など
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 本人の預貯金を本人の同意なく勝手に使用する など

4. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

ア 虐待の防止の対策を検討する委員会の設置

当事業所では、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）を置き、原則として3ヶ月に1度、年4回開催する。虐待防止委員会は下記委員から構成する。

- ・委員長：森川治彦
- ・委員：池島達矢、林未敏、川島純久、川島萌以、山浦達史、藤本雅之、王奕、古谷裕紀、小田幸奈、菅野ひかり、関哉直人（外部委員：弁護士）

虐待防止委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、従業者はその内容の周知徹底を図ることとする。

イ 虐待防止委員会の役割

虐待防止委員会では、実際に発生した虐待事例の分析検討をはじめ、虐待防止研修のプログラム作成、労働環境・条件を確認・改善するための計画の作成、虐待を未然に防ぐ職場環境の確認等を行う。

ウ 虐待防止担当者の設置

当事業所では、虐待の防止の為の担当者を置く。

虐待防止のための担当者：森川治彦

5. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

当事業所では、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待防止の徹底を図るために、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するとともに、職員の新規採用時にも実施する。本研修に関する研修プログラムについては、虐待防止委員会が作成するものとする。

6. 法人が運営する施設内、支援中に発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

法人が運営する施設内もしくは支援中において虐待(若しくは虐待と疑われる事案)を発見した従業員は、速やかに事業所の管理者及び虐待防止担当者に報告する。報告を受けた管理者及び虐待防止担当者は、所管の市区町村及び虐待を受けた障害者に係る支給決定市区町村の虐待担当窓口はその旨を通報することとする。

また、管理者あるいは虐待防止担当者が虐待の加害者になっている場合など、上記の対応を取り難い理由がある場合は、虐待を発見した従業員が直接所管の市区町村の虐待通報窓口へ通報することとする。

なお、虐待を発見し管理者等に報告した従業員、虐待若しくは虐待と疑われる事案を市区

町村に通報した従業者に対し、不利益な取り扱いを行わないこととする。

小金井市の 虐待通報窓口	<p>① 午前9時から午後7時の連絡先 小金井市障害者虐待防止センター (小金井市障害者地域自立生活支援センター内) TEL : 042-381-7497 FAX:042-381-7497</p> <p>② 午前8時30分から午後5時の連絡先 小金井市福祉保健局自立支援生活課 TEL : 042-387-9841 FAX:042-384-2524</p> <p>③ 夜間休日の連絡先 小金井市障害者虐待防止センター TEL : 042-381-7497 FAX:042-381-7497</p>
-----------------	--

小金井市以外の市区町村の連絡先は以下の通り。

西東京市

西東京市障害福祉課(電話)042-420-2805 (FAX)042-466-9666

(e-mail)f-syougai@city.nishitokyo.lg.jp 【夜間】(電話)042-464-1311(代表)

・武蔵野市

武蔵野市障害者福祉課基幹相談支援センター

(電話)0422-60-1847 (FAX)0422-51-9239

(e-mail)SEC-SYUGAI@city.musashino.lg.jp 【夜間】(電話)0422-60-1847

・杉並区

杉並区障害者施策課(杉並区基幹相談支援センター)(電話)03-5335-7672 (FAX)03-5335-7679

(e-mail)s-kikan@suginami.lg.jp 【夜間】(電話)03-3312-2111(区役所休日夜間受付)

・練馬区

練馬区障害者虐待防止センター(練馬区障害者施策推進課)

(電話)03-5984-1334 (FAX)-5984-4721

【夜間】(電話)03-5984-1334(Fax)03-5984-4721

・立川市

立川市社会福祉協議会虐待防止専用電話(立川市社会福祉協議会 あんしんセンターたちかわ)

(電話)042-524-8774 (FAX)042-526-6081 【夜間】042-524-8774

立川市障害福祉課 (電話)042-524-5773(FAX)042-529-8676

・小平市

小平市障がい者支援課 (電話)042-346-9542 (FAX)042-346-9541

(e-mail)syogaisyashien@city.kodaira.lg.jp 【夜間】(電話)042-341-1211(代表)

・東村山市

東村山市障害支援課(電話)042-393-5111(代表) (FAX)042-395-2131

(e-mail)syogaishien@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

【夜間】(電話)042-393-5111(代表)

東村山市基幹相談支援センター (電話)042-394-1555 (FAX)042-393-0411

(e-mail)route@hm-shakyo.or.jp

【夜間】(電話)042-393-5111(代表)

・国分寺市

国分寺市障害福祉課 (電話)042-325-0111(内線 202)(FAX)042-324-6831

(e-mail)syougaihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp【夜間】(電話)042-325-0111(代表・夜間
直対応)

・国立市

国立市しょうがいしゃ支援課 (電話)042-576-2121 (相談支援係直通)

(FAX)042-573-1102

(e-mail)_shogaishien@city.kunitachi.lg.jp 【夜間】(電話)080-5643-5378

・東大和市

東大和市障害福祉課 (電話)042-563-2111 (FAX)042-563-5928

(e-mail)shogaifukushi@city.higashiyamato.lg.jp

【夜間】(電話)042-563-2111

・清瀬市

清瀬市障害福祉課 (電話)042-497-2073 (FAX) 042-492-5139

【夜間】(電話)042-492-5111(代表)

・ふじみ野市

ふじみ野市福祉部障がい福祉課 (電話)049-262-9032 (FAX)049-263-7119

【夜間】(電話) 049-261-2611(代表)

・世田谷区

世田谷区世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課

(電話)03-5432-2865 (FAX)03-5432-3049

【夜間】(電話)03-5432-1033 (FAX)03-3410-0368

世田谷区北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課

(電話)03-6804-8727 (FAX)03-6804-8813

【夜間】(電話)03-5432-1033(FAX)03-3410-0368

世田谷区玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課

(電話)03-3702-2092 (FAX)03-5707-2661

【夜間】(電話)03-5432-1033 (FAX)03-3410-0368

世田谷区砧総合支所保健福祉センター保健福祉課

(電話)03-3482-8198 (FAX)03-3482-1796

【夜間】(電話)03-5432-1033 (FAX)03-3410-0368

世田谷区烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課

(電話)03-3326-6115 (FAX)03-3326-6154

【夜間】(電話)03-5432-1033 (FAX)03-3410-0368

・三鷹市

三鷹市障がい者虐待防止センター(三鷹市障がい者支援課)

(電話)0422-29-8267(FAX)0422-47-9577

(e-mail)shien@city.mitaka.lg.jp 【夜間】(電話)0422-45-1151(宿直)

・府中市

府中市障害者福祉課 (電話)042-335-4962(電話)042-335-4022(電話)042-335-4167

(FAX)042-368-6126 (e-mail)syougai01@city.fuchu.tokyo.jp

【夜間】(電話)042-364-4111

・調布市

調布市障害福祉課 (電話)042-481-7094 (FAX)042-481-4288

(e-mail)syougai@w2.city.chofu.tokyo.jp 【夜間】(電話)042-481-7111(代表)

・狛江市

狛江市福祉相談課 (電話)03-3430-1111 (FAX)03-3480-1133

(e-mail)soshikkr@city.komae.lg.jp 【夜間】(電話)070-6401-8509

・町田市

町田市障害者虐待防止センター(町田市障がい福祉課)

(電話)042-724-3089 (FAX)050-3101-1653 【夜間】(電話)042-722-3111(代表)

7. 虐待発生時の対応に関する基本方針

法人が運営する施設内および支援中において虐待が発生した場合、「6. 法人が運営する施設内、支援中に発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針」の通り速やかに通報を行う。

また、当該虐待に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて虐待防止委員会において原因の分析と再発防止策の検討を行う。あわせて、市区町村が実施する調査に協力するとともに、市区町村からの指示に従い、必要な改善を行うこととする。

虐待事例及びその分析結果については、従業員に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう事業所内に掲示する。

9. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

事業所の外部で開催される虐待防止研修に積極的に参加するとともに、受講後は従業者に当該研修の伝達を行う。

本指針に定める事項以外にも、障害者虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、虐待防止推進に取り組むこととする。

附則

本指針は、令和5年8月1日より施行する。